

令和4年6月30日招集

# 6月定例総会 議事録

新潟市農業委員会



## 令和4年度6月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年6月30日(木) 午後2時30分から午後3時35分

2 開催場所 江南区福祉センター多目的ホール

3 出席委員 (34人)

農業委員

1 番 首藤正男	2 番 田村良雄	3 番 若林清廣
4 番 虎澤栄三	5 番 田中さとみ	6 番 山岸信一
	8 番 平野榮治	9 番 阿部信行
10 番 佐藤英一	11 番 高橋潤一	12 番 伊藤隆
13 番 塩原信子	14 番 野澤栄	15 番 平原大悟
16 番 本間雄一	17 番 大嶋喜芳	18 番 渡部藤四夫
19 番 江端美春	20 番 小林喜一郎	21 番 間宮一
22 番 草野伸一	23 番 増井勝	24 番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1 番 本田敏明	2 番 山岸洋子	3 番 鈴木健二
4 番 別所正幸	5 番 長井範親	6 番 笠原綱生
7 番 帯瀬和幸	8 番 田中隆市	9 番 高井利明
	11 番 堀内多計司	12 番 武田要一郎

4 欠席委員 (2名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第38号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己  
北区事務所長 高橋明彦 秋葉区事務所長 嶋倉明彦

南区事務所長 滝沢秀樹                      西区事務所長 佐藤清隆  
西蒲区事務所長 佐々木徹  
管理係長 上田芳則      農地係長 伊藤洋      農政振興係長 和田友宏  
管理係主査 武田勇      農政振興係主査 松井雅徳

## 7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時間 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度6月定例総会を開会いたします。</p> <p>7番 成田誠一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は9番 阿部信行委員、10番 佐藤 英一委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、訂正があるようですので、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>小沢次長補佐</p>	<p>この度、議案書19ページ、番号、蒲4号の部分に訂正がありますので、お詫び申し上げますとともに、面積のカンマの位置の誤りであり、本日配布の別紙正誤表により修正させていただきますので、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p> <p>議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、 議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、 議案第38号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、 議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決</p>

農地係長	<p>定について、</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見照会が、中央地区で2件、秋葉区で1件、南区で4件、西蒲区で2件の計9件です。</p> <p>次に議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、北区で2件、中央地区で2件、南区で3件、西蒲区で2件の計9件です。</p> <p>次に議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で5件、中央地区で13件、秋葉区で2件、南区で3件、西区で2件、西蒲区で4件の計29件です。</p> <p>次に議案第38号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、西蒲区で2件です。</p> <p>次に議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、西区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は50件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の7件は、去る6月29日に開催しました区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第36号農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>7ページをご覧ください。</p>

<p>「北1号」は、農地を貸露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の向かい側で、野菜等を販売している法人から従業員駐車場にするため、申請地を借りたいという話があり、申請地を貸露天駐車場にするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は、小集団の農地であるため第2種農地と判断しました。申請地以外の土地についても検討しましたが、条件にあう土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、土留めを設置し、排水計画も整っていることから、周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>「北2号」は、農地を宅地の拡張敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地を相続で取得しましたが、申請地に隣接している住宅までの通路が狭く、車での通行に苦慮していました。そこで通路を広げ、宅地を拡張するため申請に至りました。</p> <p>農地区分は、10ヘクタール以上の集団性がある農地であるため、第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、既存の土留めがあり、排水計画も整っていることから、周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第4条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に議案第37号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地に賃借権を設定し、露天資材置場及び露天駐車場敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は鉄道の電気工事を行う法人ですが、申請地の隣の変電所の工事を行うため、申請地の一部に賃借権を設定し、露天資材置場、露天駐車場にするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は農振農用地ですが、一時転用であるため許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、防護柵を設置し、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>「北2号」は、農地を売買で取得し、露天資材置場敷地に転用するものです。</p>
--

転用者は新たに自動車や機械部品などの運送業務を行うことになりました。申請地周辺に取引先があり、新潟東港に近く、周辺に住宅が少ないため、売買で取得し、露天資材置場にするため申請に至りました。

農地区分は、小集団の農地であるため、第2種農地ですが、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北3号」は、農地に使用貸借権を設定し、露天駐車場敷地に転用するものです。

転用者は申請地の隣接地で自動車修理、販売を営んでいますが、販売車両が増え、車両置き場が不足していました。譲渡人から耕作ができないため、無償で貸してもらえらることになり、使用貸借権を設定して露天駐車場にするため申請に至りました。

農地区分は、小集団の農地であるため、第2種農地ですが、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北4号」は、農地を売買で取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。

転用者は今年3月に申請地の隣で中古車販売店を開業しました。営業は順調で、今の施設では車を置くスペースが足りなくなったため、申請地を売買で取得し、露天駐車場にするため申請に至りました。

農地区分は、小集団の農地であるため、第2種農地ですが、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北5号」は、農地に使用貸借権を設定し、農家住宅建築敷地に転用するものです。

転用者と土地所有者は親子で、申請地の向かい側に住んでいます。結婚し、現在の住居では手狭になったため、父の所有する申請地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築するため申請に至りました。



	<p>た。</p> <p>農地区分は、小集団の農地であるため、第2種農地ですが、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請5件について、問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p>
中央地区部会長	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の17件は、去る6月28日に開催しました地区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第41号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」及び「中2号」は、ともに農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人が、規模拡大するため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に議案第36号農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、貸露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>申請地は、JR大形駅の近隣で駅利用者の駐車場利用の需要が高いことから、申請するにいたしました。</p> <p>農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、敷地内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透とすることから、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「中2号」は、貸露天資材置場・駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>申請地の隣地企業は、レンタル資材を取り扱っており、需要増に伴い露天資材置場及び駐車場が不足していることから、当該地を貸し</p>

付けるため申請するにいたりしました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、申請地は、土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。

以上、農地法第4条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。

続きまして、議案第37号農地法第5条許可申請についてです。議案書13ページをご覧ください。

「中1号」は、露天駐車場敷地に転用するものです。

転用者は、近隣でアパートを有していますが、入居者の駐車場不足解消のため、露天駐車場として申請にいたりしました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、申請地は、土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。

「中2号」は、露天資材置場敷地に転用するものです。

転用者は、現事業所敷地が手狭で現場資材、重機などを置くスペースがないことから、露天資材置場敷地として申請するにいたりしました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、申請地は、高さ1.5～2.4mの道路のコンクリート擁壁に囲まれており、周辺農地に影響はありません。

「中3号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在借家に住んでいますが、子供も大きくなり手狭なことから新たに住宅を新築するため、同じ学区内で生活環境を考慮し当該地の申請にいたりしました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、申請地周辺は、ほぼ宅地化されており、周辺農地に影響はありません。

「中4号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在借家に住んでいますが、手狭なことから妻の父親の土地を使用貸借し、新たに住宅を新築するため、申請にいたりしました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、申請地は、土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。

議案書14ページをご覧ください。

「中5号」は、露天資材置場・駐車場敷地に転用するものです。  
転用者は、アルミ建材の製造販売を営んでおり、近年の需要増大により、既存の資材置場スペースや社員用駐車場スペースが不足しているため、今回の申請にいたしました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、当該地に土留めを行うなど、周辺農地に影響はありません。

「中6号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、江南区内の集合住宅に住んでいます、子供が生まれ手狭となり、実家近くに個人住宅を建築するため、今回の申請にいたしました。

農地区分は、申請地の北側に10ヘクタール以上の農地が広がっていることから第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

排水については、雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道へ接続するとともに、当該地に土留めを行うなど、周辺農地に影響はありません。

「中7号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、新発田市内の集合住宅に住んでいます、仕事先への通勤も便利となる申請地に個人住宅を建築するため、今回の申請にいたしました。

農地区分は、申請地の南側に10ヘクタール以上の農地が広がっていることから第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

排水については、雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道へ接続するとともに、当該地に土留めを行うなど、周辺農地に影響はありません。

「中8号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在借家に住んでいます、新たに住宅を新築するため、申請にいたしました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地です。

排水については、雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道へ接続するとともに、当該地に土留めを行うなど、周辺農地に影響はありません。

「中9号」及び、議案書15ページの「中10号」は、同一の転

	<p>用者により露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者の専念寺では、参拝者用の駐車場が不足していることから、お寺近郊で道路への接続も良い申請地2か所を露天駐車場敷地として、申請するにいたりました。</p> <p>農地区分は、どちらも農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、当該地に土留めを行うなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「中11号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在申請地の隣地に住んでいますが、住宅の老朽化に伴い、新たに個人住宅を建築するため、今回の申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、申請地の北側に10ヘクタール以上の農地が広がっているため、第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>排水については、雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道へ接続するとともに、当該地に土留めを行うなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「中12号」は、農地に賃借権を設定し、露天資材置場・駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、造園業を営んでおり、申請地近くに本社兼園芸用品販売店舗があります。現在、事業所の駐車場が手狭であり、また事業拡大により資材置場が不足しているため、今回の申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、申請地の西側に10ヘクタール以上の農地が広がっているため、第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、周辺地域に居住する者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透させるなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「中13号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、妻の実家そばで、子育て環境に恵まれている当該地に新たに住宅を新築するため、申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地です。</p> <p>排水については、雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道へ接続するとともに、当該地に土留めを行うなど、周辺農地に影響はありま</p>
--	--

<p>議長（会長）</p>	<p>せん。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請13件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は、以上です。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会の審査案件の3件について、去る令和4年6月28日開催の地区部会で審査いたしました。</p> <p>議案第41号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は譲渡人の労力不足、譲受人の規模拡大を原因として、売買により譲受人耕作地に隣接する農地の所有権を取得するものです。</p> <p>次に議案第37号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は、農地に賃借権を設定し、工場敷地拡張を目的として転用するものです。</p> <p>本件は4月議案第23号「秋3号」で許可された事業計画のうち、地権者の農業者年金受給手続きにより後日申請としていた箇所に係る申請です。</p> <p>また、当該地は転用許可申請に先立ち農振農用地解除の手続きを行い、現在は第1種農地と判定されることから許可基準の敷地拡張要件により許可可能となっております。</p> <p>排水に関しては申請に先立ち土地改良区と調整の上、計画が承認されております。</p> <p>「秋2号」は、農地を売買によって取得し、特定建築条件付売買予定地として転用するものです。</p> <p>申請地は前面道路にインフラ管2線が敷設済で、半径500m以内に指標となる公共施設が2か所認められるため、第3種農地と判定されることから原則許可となっております。</p> <p>また、計画区画は3区画で、令和7年7月までに完売しない場合、事業者が建売を行う計画となっております。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>なお、申請にあたり土地改良と協議を行い、同意を得ております。以上、農地法第5条2件、農地法第3条1件の各申請について、いずれも問題ないと判断しました。秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。それでは、ご報告させていただきます。南区部会の審査案件の10件は、去る6月28日に開催しました区部会にて審査を行いました。まず、議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。議案書の4ページ5ページをご覧ください。「南1号」は、農地に使用貸借権を設定するものです。親子関係にある譲受人と譲渡人との間で農地の耕作権を付与するものです。次の「南2号」は、農地を売買によって取得するものです。隣接地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため、売買により所有権を移転するものです。次の「南3号」は、農地に使用貸借権を設定するものです。経営移譲年金を受給している譲渡人が、後継者に耕作権を移すためのものです。次の「南4号」は、農地を売買によって取得するものです。隣接地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため、売買により所有権を移転するものです。以上、農地法第3条許可申請4件について、いずれも問題ないと判断しました。次に、議案第36号 農地法第4条許可申請についてです。議案書の9ページをご覧ください。「南1号」は、農園カフェ店舗建築敷地に転用するものです。転用者は、アフターコロナを見据え、観光果樹園の事業を拡大するため申請に至りました。申請地の農地区分は、農振農用地で、転用は原則許可できませんが、不許可の例外規定、「農振法の農用地利用計画に指定された用途に供するためのもの」に該当し、例外的に許可できるものです。</p>

	<p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次の「南2号」は、露天資材置場に転用するものです。</p> <p>転用者は、電気工事業を営んでいますが、資材置場が必要になり申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、業務上必要な施設であり集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次の「南3号」は、太陽光発電設備の設置敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、営農型の太陽光発電設備を設置するため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、農振農用地で、転用は原則許可できませんが、不許可の例外規定、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもの」に該当し、例外的に許可できるものです。</p> <p>なお、新潟市長及び西蒲原土地改良区の同意も得ています。</p> <p>申請地を以前と同様に畑として利用・管理し「牧草」を栽培することから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第4条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第37号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の17ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は現在、アパートに居住していますが、子供が大きくなると手狭になることから義父所有の農地を借り受け、個人住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、住宅であり集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。</p> <p>汚水は、合併浄化槽へ接続し、雨水は集水桝を設置して申請地隣の排水路へ放流します。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、隣接農地と接する部分には土留を設置し、排水計画も整っていることから、周辺農地に影</p>
--	--

	<p>響のない計画となっております。</p> <p>次の「南2号」は、農地に使用貸借権を設定し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在使用している従業員の駐車場が利用できなくなることから、新たな駐車場が必要となり申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、集落内の10ヘクタール未満の小集団農地であることから、第2種農地に分類されます。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、隣接農地と接する部分には土留を設置し、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次の「南3号」は、農地に賃借権を設定し、改良土の仮置場敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、現在使用している仮置場が不足し、新たな仮置場が必要となり申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもの」に該当し、例外的に許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区との協議も整い、一時転用終了時には農地に復元されることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>
西区部会長	<p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>西区部会のご報告をさせていただきます。</p> <p>審査案件の3件については、去る6月28日に開催しました西区部会で審査を行いました。</p> <p>まず、議案第37号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書18ページをご覧ください。</p> <p>「西1号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場兼車輛置場敷地に転用するものです。</p>



<p>議長（会長）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>転用者は、建設業を営んでいますが、資材の保管量が増え、車輛を駐車するスペースも狭く不便を感じていたところ、既存の資材置場に隣接する土地の所有者より、高齢で耕作できなくなったために、申請地を売りたい旨の話があったことから、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であり、農地転用許可基準項目の、「住宅もしくは事業の用に供する施設が連たんしていること」とする区域の農地に該当します。</p> <p>隣接地と接する部分には、フェンスなどを設置して被害防除に努めるほか、雨水の排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>「西2号」は、農地を売買によって取得し、貸露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>申請地は、集落内にあり、道幅が狭く通行に支障があるほか、冬季は降雪により車を停める場所もなく、住民からは、余裕のある駐車場が欲しいとの要望が寄せられていました。併せて樹木の繁茂による苦情もあることから、申請に至ったものです。</p> <p>農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、1,000㎡未満の申請となっています。</p> <p>申請地は、農地以外の宅地に囲まれた休耕畑で、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請2件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第39号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてです。</p> <p>議案書22ページをご覧ください。</p> <p>「西1号」は、申請地について被相続人が亡くなる日まで農業を営んでいた農地であり、願出人の現在の経営状況を調査し、引き続き農業経営を行うと認められることを確認しました。</p> <p>西区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の10件は、去る6月28日に開催しました西蒲区部会にて審査を行いました。</p>
-----------------------------	--

まず、追加議案第 41 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見照会です。

議案書 6 ページをご覧ください。

「蒲 1 号」は、農地を売買によって取得するものです。

譲受人が、売買により申請地を取得し、規模拡大を図るものです。

「蒲 2 号」は、農地の区分地上権を設定するものです。

譲受人が、営農型太陽光発電設備の設置のため、必要な部分の区分地上権を設定するものです。

以上、農地法第 3 条許可申請 2 件について、「問題がないもの」と判断しました。

続きまして、議案第 36 号 農地法第 4 条許可申請についてです。

議案書 10 ページをご覧ください。

「蒲 1 号」は、申請地を露天駐車場へ転用するものです。

転用者は、自分が役員を務める会社社屋に付随する露天駐車場が手狭となったため、隣接にある申請地を新たに造成し、法人へ貸し付けるため、申請に至りました。

農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第 1 種農地に分類されますが、住宅で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。

排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

「蒲 2 号」は、申請地をカーポート建築及び露天駐車場へ転用するものです。

転用者は、住宅地が手狭のため、以前より露天駐車場として使用していましたが、今回の計画段階で違反転用が判明し、追認申請に至りました。

農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第 1 種農地に分類されますが、住宅で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。

排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

なお、転用者からは、無断で転用行為を行っていたことを調査委員会にて深く詫び、今後は違反転用を行わない旨の「始末書」の提出がありました。

以上、農地法第 4 条許可申請 2 件について、「問題がないもの」と判断しました。

続きまして、議案第 37 号 農地法第 5 条許可申請についてです。議案書 19 ページをご覧ください。

「蒲1号」は、申請地を賃貸借により借り受け、露天資材置場及び工事車輛等駐車場に一時転用するものです。

転用者は、採掘工事施設を建設するため、一時的に必要となる露天資材置場及び工事車輛等駐車場を隣接にある申請地に整備するため、申請に至りました。

農地区分は、農用地区域内にある農地ではありますが、一時的な利用に供するものであることから、例外的に許可できるものです。

排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

「蒲2号」は、申請地を祖母から使用貸借により借り受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者夫婦は、共同住宅に住んでいますが、子供の将来のことを考え、実家近くの申請地に住宅を新築し、家族3人で移り住むため、申請に至りました。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、住宅で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。

排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

「蒲3号」は、申請地を義理の父から使用貸借により借り受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、共同住宅に住んでいますが、子供の将来のことを考え、妻の実家近くに住宅を新築し、家族3人で移り住むため、申請に至りました。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、住宅で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。

排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

「蒲4号」は、申請地を使用貸借により借り受け、営農型太陽光発電設備設置敷地に一時転用するものです。

議案書21ページ 議案第38号 事業計画変更承認申請の「蒲1号」が関連案件となりますので一緒に説明をします。

転用者は、吸収合併をした法人が事業展開をしていた営農型太陽光発電事業を引き継ぐこととなり、一時転用許可の残存期間である7月31日までの1か月間事業を行うため、申請に至りました。

農地区分は、農用地区域内にある農地ではありますが、一時的な利用に供するものであることから、例外的に許可できるものです。

周辺農地に影響のない計画となっており、下部営農作物である

	<p>「ヒサカキ」に関する営農計画書及び営農への影響見込みについても特に問題のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第 5 条許可申請 4 件について、「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>続きまして、議案第 38 号 事業計画変更承認申請についてです。議案書 20 ページをご覧ください。</p> <p>まず、承継者の無い、農地法第 4 条に関連した申請についてです。「蒲 1 号」は、当初計画者が、昭和 48 年に転用許可を受けた申請地を事情により計画実行が不可能となり、畑として 30 年前から使用してきていることから、新たに農地基本台帳への登載を望み、申請に至ったものです。</p> <p>議案書 21 ページ「蒲 1 号」は、承継者のある、農地法第 5 条に関連した案件であり、先程説明をしたとおりです。</p> <p>以上、事業計画変更承認申請 2 件について、「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>（質問あり）</p>
間宮委員	<p>参考までにお聞きしますが、南区の太陽光発電について最近単価</p>
	<p>が下がって、なかなかやり手がないとの話を聞きます。</p>
滝沢南区事務所長	<p>単価はいくらか？ということですが、単価自体は本人からは聞いて</p>
	<p>はおりませんが、採算が取れるということは聞いております。</p>
議長（会長）	<p>以上です。</p> <p>宜しいでしょうか。他にはご意見・ご質問は？</p>
	<p>（さらに質問あり）</p>
山岸委員	<p>18 ページの西 1、面積のところですが、土地利用の総面積が 2,</p>
	<p>900 に増えており、合計 5, 800. 24 となっておりますが、</p>

佐藤西区事務所長	<p>増えているところは一体で使うか、何かでしょうか？</p> <p>ご質問ありがとうございます。5,800に対して差分の2,900についての問い合わせですが、2,900については令和2年8月に同じく第5条の許可申請という事で、この度の目的と同じく資材置場兼車両置場という形で転用の許可をしたものでございます。それで、この度は面積が手狭になってきている事から隣接する申請地を新たに転用するといったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>宜しいでしょうか。他にないですか。</p> <p>（質問なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書7ページ、議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書11ページ、議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>なお、議案書17ページ、南3号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>南3号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書20ページ、議案第38号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書22ページ、議案第39号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第40号新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の別冊資料「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。</p> <p>表紙をめくっていただいて、1ページ、令和4年6月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、秋葉区3件、南区1件、合計で件数</p>

	<p>4件、面積13,815㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、中央地区4件、秋葉区7件、西蒲区3件、合計で件数14件、面積60,149㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定及び所有権移転については4ページから9ページのとおりです。</p> <p>続いて、利用権の移転については13ページから14ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、10ページ、令和4年6月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、秋葉区5件、南区1件、合計で件数6件、面積12,953㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、13ページ・14ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、15ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、7月14日からとなります。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p>
	<p>議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議長（会長） 終了時間 15：35</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和4年度6月定例総会を閉会いたします。</p>



議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---